2009年 株主総会の概況



鈴木

株主提案件数が減少傾向にあることや否決事例があまり見られないなど、今年の株主総会は、平 穏であったように見える。その一方で、株主総会の投票賛否数を詳細に公表したり、議決権行使 コンサルタントの推奨に反論したりする会社が少なからずあるなど、総会議案に関する様々な情 報が会社側から開示されるようになっている。

会社と株主のコミュニケーションを充実させる方向での制度改正も検討されている。

- 1. はじめに
- 2. 分散開催の状況
- 3. 個人株主の参加意欲
- 4. 株主総会議案の否決
- 5. 株主提案
- 6. 株主総会結果開示
- 7. 議決権行使コンサルタントとの摩擦事例
- 8. むすび

1. はじめに

2009年の株主総会は、アデランスで株主提案 の役員選任議案が可決したほかに大きな波乱は 無く、平穏であったように見える。しかし、議 決の詳細公表などこれまでの株主総会実務とは 異なる動きが顕在化しつつあることも確かだ。 来年以降、上場会社には、情報開示の充実等新 たな対応が求められることとなろう。

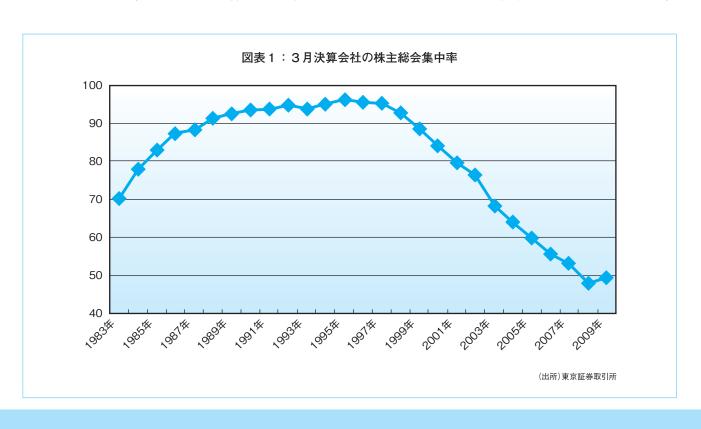
分散開催の状況

3月決算の東京証券取引所上場会社の株主総 会は6月26日に集中し、26日への集中率は 49.3%であった。2007年3月決算会社の集中率が 52.9%、2008年3月決算会社では48.1%であっ たので、昨年を若干上回っている。集中開催が ピークだった95年には96.2%が特定日へ集中し

ていたことを思い起こせば、今年の集中率は5 割程度であり、分散開催の流れが逆転としたと まではいえないだろう。

分散化が進んだとはいえ、株主総会は平日に 行われることが多く、仕事を持つ個人投資家の 多くは参加を断念していた。今年もそのような 傾向が大幅に変わることは無く、こうした投資 家には参加の機会が制限されているままだ。一 方、平日に総会に参加する人の多くは、仕事を リタイアした個人投資家であるから、総会開催 の分散化が進めば、こうした方々はより多くの 総会に参加できるようになる。

機関投資家にとっても、分散開催は歓迎され ている。機関投資家が総会に参加することはあ まり無いのだが、議決権は行使している。議決 権行使に当たっては、投資先の株主総会議案を 精査する必要があり、多くの会社に投資してい る場合には、議案精査の事務負担が莫大になる。 そこで、総会日が分散すれば、いくらかでも事



務負担が軽減できるので、機関投資家もこのよ うな傾向を歓迎している。

しかし、集中日の前後に分散するのみでは、 事務負担軽減も限定的だ。より広い分散を可能 にする制度構築が一層望まれるところである。

3. 個人株主の参加意欲

今年の株主総会は、多くの会社で過去最高の 参加者を記録したようだ。大型の会場を用意す るだけでなく、第2会場・第3会場を設けて総 会を運営した例もある。

参加者が増大した要因として考えられるの は、第一に個人株主が増加していることが挙げ られよう。東京・大阪・名古屋・福岡・札幌の 各証券取引所の連名による「平成20年度株式分 布状況の調査結果について | (6月18日)によ れば、個人株主数(延べ人数)は4,223万人(前年 比227万人増)で、はじめて4,000万人の大台に 達した。3年連続で過去最高を更新、その保有 比率も20.1%で、前年比で1.9%増加した。

第二の要因としては、経済危機の中で行われ た総会であるというだ。経営者の所信や見通し を直接問える数少ないチャンスである株主総会 への関心が高まったということもあろう。また、 団塊世代の株主が退職年齢に差し掛かり、時間 に余裕ができたことも株主総会への参加者を増 やした要因であるとも考えられる。

会社側にとっても、個人株主層は外国人株主 の売却の受け皿となりうることから、積極的な 個人向けIRに取り組むようになっている。こ うしたIRの活発化が、個人株主を量的に増や しているだけでなく、経営への関心を喚起する ことになったとも言えよう。

4. 株主総会議案の否決

株主総会では、剰余金処分や役員選任など、 毎年同じような内容の議案が付議されており、 機関投資家は類型的な議案については事前に判 断基準(ガイドライン)を設けて、賛否を決し ている。また、制度改正が頻繁に行われる昨今 では、これに対応するためのガイドラインも事 前に定められるが、定款変更の場合は元となる 制度変更の内容が様々なので、それぞれに賛否 の基準が異なる。

本年の株主総会では、多くの会社で定款変更 議案が付議された。株券電子化への対応につき、 本年1月5日に決済合理化法が施行されたた め、これへの対応として株券の存在を前提とし た株式取扱規程を変更するために定款を変更す る必要が生じたからだ。法改正に対応するため の形式的な定款変更であるから、機関投資家が 反対をすることは考えられないものである。

しかし、少なからぬ会社が、株式取扱規程に 株主提案権の行使方法について一定の枠を設け、 これに関係して定款を「第●条 当会社の株主権 行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび 手数料は、法令または本定款のほか、取締役会 で定める株式取扱規程による。」(下線部が変更 部分)と改める議案を付議した。これが一部の 機関投資家の強い反発を呼ぶこととなった。

株主提案権の行使について株式取扱規程に変 更を加える目的は、株主提案の提案理由を参考

書類への記載するにあたり400字の字数制限を設 けるところにある。会社法では、提案理由の全 部を記載することが適切でない程度の多数の文 字である場合は、理由の概要を記載すれば足り るとされているが(会社法施行規則93条1項)、 個別の具体的事例で適切でないと判断すること は難しい。そこで、定款変更を行って株式取扱 規程において行使方法や字数制限を設けておく わけである。

この株式取扱規程の変更は、会社法以前の商 法時代における株主提案権の法規制を復活させ ることになるだけなので、株主の権利が縮減さ れるものではないと考えることもできるのだ が、反対論も根強い。会社法で明文の定めが無 いからといって、提案字数を制限することは、 株主の権利を縮小することに他ならないのでは ないかと言う批判だ。また、このような株主の 権利を縮小するにも拘らず、これを明瞭にせず に、株主権行使の方法を定めるだけの規程を新 設するかのような定款変更議案は、説明を尽く していないという反発もある。

そこで、株主の権利行使に関して株式取扱規 程に定める旨の定款変更議案が、株主提案に字 数制限を設ける意図があると見える場合には反 対するとの方針を持つ機関投資家が少なからず あったということだ。しかし、この定款変更の 必要性・許容性を認める機関投資家も多く、定 款変更議案の否決に必要な行使議決権の3分の 1の反対を集めるのは難しいだろうと考えられ ていた。

こうした中で、アルプス電気で、株主の権利 行使に関する規程を含む定款変更議案が否決さ れるという事例が生じた。しかし、同社は定款

変更によって株主提案に字数制限を設けること まで意図していたわけではない。確かに、同社 の定款変更議案には、株式取扱規程に株主の権 利行使に関する事項を定めるとしているのだ が、それが直ちに株主提案権に制限を加えるも のではない。定款変更によって株主の権利行使 手続きに関する文言を設けたとしても、その後 に株式取扱規程を改正して株主提案議案に字数 制限を設けるとは限らないのである。株式取扱 規程は、取締役会が改正するものであり、個々 の会社の状況によっては、字数制限を設けない こともありえる。

定款変更議案否決を伝える同社のプレスリリ ース(6月25日)では、「当社としましては、株 券の電子化に伴い、株式取扱規則の定めのうち 株券に関する規定がなくなり、株主の権利行使 手続きが同取扱規則の定めの中心となりました ことに伴い、その実態に定款の表現を合わせる ための文言を追加したに過ぎず、株主の権利行 使を当社取締役会によって制限することを意図 したものではありません。」と記している。

今回の否決事例は、一部株主側に何らかの誤 解があった可能性がある。株主の権利制限に関 する定款規程は、その具体的内容が明らかでな いことから、株主が警戒感を抱くのも理由が無 いことではなく、会社側においては、その警戒 感を解くための情報提供を充実させていくべき であるのかもしれない。

5. 株主提案

わが国の株主提案権は1981年(昭和56年)の 商法改正によって設けられたものであり、現在 の会社法に受け継がれている。 6ヶ月以上前か ら株主であって、発行総数の100分の1以上、 または300個以上の議決権を有する株主に株主 提案権は与えられる。

この権利は、複数の株主の持ち株数を合計す ることでも行使できるため、小規模な株主が合 同して提案を出す事例も多い。この権利を有す る銀行や機関投資家は、少なくないと思われる のだが、わが国の銀行や生保・信託など提案す る事例は見られない。2007年の株主総会におい て、スティール・パートナーズをはじめとする 海外ファンドが活発に株主提案を行ったことか ら、にわかに注目されるようになった。2006年 までは年間合計20件程度で推移していたのが、 2007年に増加を示したのは、こうした海外ファ ンドの提案による。2008年総会では、海外ファ ンドの株主提案は、チルドレンズ・インベスト メンツによる電源開発(Jパワー)に対するもの と、ブランデス・インベストメンツによる日比 谷総合設備に対するものの2件に激減した。機 関投資家によるコーポレート・ガバナンスは、 会社側から提案される議案に賛否の票を投じる 受動的なものであったが、海外ファンドが提案 権行使に積極的な姿勢を見せたことは注目すべ き変化だったが、今年も低水準にとどまり、合 計件数は2006年以前の水準に戻ったといえよう。

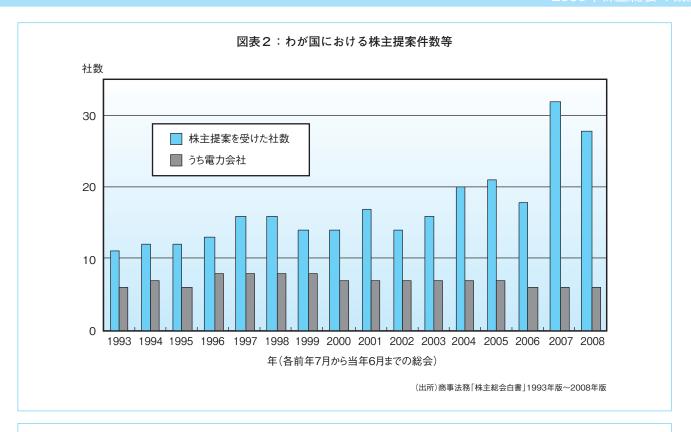
こうした状況は、株主の行動が消極的になっ ているからか。日本の会社は株主が何を言って も変わらないので、外資さえモノを言わぬよう になってしまったのだろうか。実態はそうでは なく、むしろ株主と話し合えば会社経営が変わ っていくので、あえて株主提案という敵対的な 印象を与える手段を取ることが少なくなってい

るからであろうと思われる。年金基金を含む海 外投資家、それに生保を含む国内の投資家は、 頻繁に経営者と話し合い、経営効率の改善や財 務構造の適正化を求めている。外資系ファンド や海外年金基金から、配当政策などについて話 し合いの機会を求めるレターを受ける会社はか なり多くなっているようだ。

経営者に影響を及ぼす手段として、経営者と 対立的な株主提案という手段を使わなくなった だけで、対話を通じたプレッシャーはむしろ強 まっているのではないだろうか。

6. 株主総会結果開示

株主総会の当日は、質疑応答の後、異議の有 無を確認して採決を行い、議長から議案の可決 について報告される。「圧倒的多数の賛成で原案 の通り承認可決されました」と報告されるのが通 常で、賛成が何票で反対が何票であったか、詳 細が株主に知らされることはほとんど無い。株 主総会における採決については、法令上特別の 規定は置かれていない。判例でも、定款に別段 の定めが無い限り、決議の成立に必要な賛成数 に達していることが確認できればいかなる方法 を用いてもいいとされている(最判昭和42年7月 25日)。実際上は、前日までに郵送されてきた議 決権行使書面とインターネットによる議決権行 使結果を合わせて、定足数が確保され、また可 決に必要な賛成票があったことが判定できれば よい。例えば100個議決権がある会社の株主総会 で、特別決議を成立させるためには、定足数の 50が決議に参加して、その3分の2が賛成して



図表3:2009年の株主提案事例

会 社 名	提案者	総会日	株主総会議案				
			定款変更	剰余金処分	取締役 選任·解任	その他	備考
コージツ	小杉産業	2月26日			0		
ビーピー・カストロール		3月27日		0			
ダイキサウンド		5月27日			0		可決
アデランスHD	スティール・パートナーズ	5月28日			0		可決
パイプドビッツ	キャピタルズワン	5月28日		0			
NowLoading	イースタジアグループ	6月 4日			0		
つうけん		6月19日		0			
JR東日本		6月23日	0	0	0	0	
JR西日本		6月23日			0		
東芝		6月24日	0				
RISE	エス・サイエンス	6月25日			0		
東京電力		6月25日	0	0			
中部電力		6月25日	0				
ローム	ブランデス・インベストメンツ	6月26日				0	自己株式取得の件
アールテック・ウエノ	S&R Technology Holdings,LLC	6月26日	(()		0		可決
関西電力		6月26日	0	0	0		
中国電力		6月26日	0	0	0		
東北電力		6月26日	0				
九州電力		6月26日	0				
王子製紙		6月26日			0		
ソディックプラステック	ソディック	6月27日			0		可決
オープンリール	エスケイ・キャピタル	8月	0			0	
ビューティ花壇		9月			0		

(出所)大和総研

いればいいのだが、67の議決権が賛成している のであれば、定足数も自動的に充足することに なる。つまり、67の議決権の賛成が確認できれ ば、残りの議決権の行方を確定しなくてもいい わけである。投票における賛否数に具体的に言 及することなく、圧倒的多数で可決承認された という説明が実務では行なわれているのである。

しかし、こうした現状が大きく変わりつつあ る。機関投資家は、2000年代に入ってから、投 資先の株主総会で多くの反対票を投じるように なっている。そのため、結果的に全議案が可決 されようとも、自身の投票がどの程度他の株主 の投票と一致しているか知りたくなることもあ る。また、投票と言う民主的多数決制を採用し ているのだから、その結果を投票した者に知ら しめるのは当然であるとの考え方もあり、賛否 の詳細な報告を行うべきではないかと考えられ るようになった。

東京証券取引所の「上場制度整備懇談会」は、 「安心して投資できる市場環境等の整備に向け て | (4月23日) において 「株主が議決権行使結 果に容易にアクセスできるような制度の整備を 進めていくことが望ましい」と提言した。また、 金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に 関するスタディグループ」でも、「各議案の議 決結果について、単に可決か否決かだけでなく、 替否の票数まで公表することが適当であり、法 定開示及び取引所ルールにより、ルール化が進 められるべきである」との報告書をまとめてい る(6月17日)。

こうした中で、会社側が票数まで公表する事 例が増加している。ソニーや資生堂は、投票結 果を開示する事例として知られているが、他に

もコニカミノルタ、オムロン、三菱商事などが 今年の投票結果を明らかにしており、総計では 25社を超える。投票結果を公表していない会社 でも、社内的には賛否の集計を行っているはず で、公表することによって新たに過大な事務作 業が生じるわけでは無い。東証や金融庁での取 り組みが進めば、来年以降は投票結果公表が珍 しいものではなくなるのではないだろうか。

7. 議決権行使コンサルタントとの 摩擦事例

議決権行使コンサルタントは、株式投資を行 う年金基金・投資信託・大学寄付基金などの機 関投資家を顧客として、投資先会社の株主総会 議案に対する議決権行使について賛成投票・反 対投票の推奨を行っている。

議決権行使コンサルタントは、議案を独自の スキルをもって分析し、結果的に会社側提案に 反対を推奨することや、株主提案に賛成を推奨 することが少なくない。このような場合に、コ ンサルタントの推奨に従う株主が会社側提案に 反対票を投じたり、株主提案への賛成票が増え たりして、決議の成否が変わるようなことがあ れば現経営陣の経営方針と齟齬をきたす恐れが 生じる。反対推奨が出ることは、会社にとって は是非とも避けたいところであるが、時に反対 を受けることはあり得る。そこで、コンサルタ ントの推奨に対して反論をする事例が生じてく

今年は、オリックス・メイテック・オムロン、 横河電機、ロームの5社がWEB上で反論した。 WEB等で反論を公表せずに、議決権行使コンサ ルタントに反論したり、機関投資家向けに個別 に反論文を送付したりする例もあるようだ。

議決権行使コンサルタントから議案に反対投 票推奨を受ける会社は毎年相当な数にのぼる。 しかし、反論する会社は僅かだ。反対投票推奨 を受けた会社が反論しない理由はいくつか考え られる。第一に、議決権行使コンサルタントの 反対投票推奨自体を会社側が認識していないと いうことが考えられる。議決権行使コンサルタ ントは、通常、株主総会議案に関する賛否推奨 の結果を会社側にフィードバックしないので、 会社側が反対投票推奨を知らなかったというこ とは十分考えられる。第二に、議決権行使コン サルタントの推奨に大きな影響力は無く、議案 の成否に関係しないと考えれば、反論するまで も無い。第三に、反論すると反対投票推奨自体 が広く知られることになってしまうことを危惧 する場合もあろう。反論しようとすれば、反対 投票推奨に言及せざるを得ないが、そうすると 議決権行使コンサルタントの情報にアクセスで きない一般株主にも、議案分析のエキスパート が反対投票推奨をしていることが知れ渡るの で、これを避けるためにあえて反対しないとい うことも考えられる。

一方、反論を明らかにすることで、反対投票 に判断を傾けていた投資家を賛成に導くことが できる場合もある。また、投資家にとっては、 議案分析に関する情報が厚みを増すという効果 も期待できる。

投資信託等の機関投資家の保有する株式にか かる議決権行使結果を開示するように義務付け るか否かが検討されている。前記の金融審議会

スタディグループの報告書では、「今後、各機 関投資家においては、議決権行使を通じたガバ ナンスの一層の向上を図る観点から、議決権行 使結果を整理・集計の上、公表することについ て、業界ルール等の整備が進められるべきであ る。」とされており、今後集計結果の開示が進 められる見通しである。

この投票結果の開示によって議決権行使コン サルタントの影響力が強まる可能性がある。集 計結果とはいえ、行使結果が開示されるように なると、機関投資家は、議決権行使の判断の中 立性や公正性を確保するために、議決権行使コ ンサルタント情報を参考にしようとするかもし れないからだ。

8. **むすび**

今年の株主総会では、株主提案権が2007年ほ どには行使されなかったことや、否決事例も多 くは無く、平穏であったように見える。

しかし、一方で株主総会結果の詳細公表に見 られるように、これまで株主に明かされなかっ た情報が会社側から開示されるようになった し、機関投資家側の議決権行使状況の公表も検 討されている。株主と会社とのコミュニケーシ ョンを充実させる方向で制度改正が進められよ うとしているといえよう。株主との対話を重視 した総会運営にするための制度的な基盤づくり が進められているものと理解できる。

■ 執筆者

鈴木 裕(すずき ゆたか)

経営戦略研究所 経営戦略研究部 主任研究員 専門:コーポレートガバナンス 投資家行動